

電波監理審議会（第1072回）議事録

1 日時

令和2年2月5日（水）15：00～16：07

2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（官房審議官）、
湯本 博信（総務課長）、豊嶋 基暢（放送政策課長）、
堀内 隆広（放送政策課企画官）、吉田 恭子（衛星・地域放送課長）、
松島 研（衛星・地域放送課企画官）

（総合通信基盤局）

布施田 英生（電波政策課長）、

(4) 事務局

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

| | | | |
|--------------------|--------------------------------|-------|-----|
| (1) 開 | 会 | | 1 |
| (2) 諮問事項 (情報流通行政局) | | | |
| ① | 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の制定 | | |
| | (諮問第5号) | | 1 |
| ② | 日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する | | |
| | 総務大臣の意見 | | |
| | (諮問第6号) | | 1 1 |
| (3) 閉 | 会 | | 3 1 |

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の制定

(諮問第5号)

○吉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議を開始いたします。

諮問第5号、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の制定につきまして、吉田衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○吉田衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の吉田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、諮問第5号説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。1ページ、2ページを飛んでいただきまして、3ページからのパワーポイントの資料でご説明させていただきたいと思っております。

4ページのところでございますが、本件に関するこれまでの経緯につきまして、まとめさせていただいております。平成30年6月、規制改革推進会議からいただきました第3次答申におきまして、この青囲みの「b」のところでございますが、衛星放送のソフト事業について、帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する、これを平成31年度中に所要の制度整備を行うことという答申をいただいております。

その後、これは総務省の会議になりますが、放送を巡る諸課題に関する検討会のもとに設置されました衛星放送の未来像に関するワーキンググループの報告書、平成30年9月に出たものでございますが、こちらでも衛星放送の右旋帯域の有効活用に関しまして、赤囲みの2点目になりますが、新規参入に関する認定、また衛星放送は5年ごとの認定更新の仕組みとなっておりますが、その際に帯域の有効活用を検証しまして、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に位置づけることが望ましいという提言をいただいたところでございます。

次の5ページになりますが、この2つの提言、答申等を踏まえまして、昨年6月に公布されました改正放送法におきまして、衛星基幹放送の業務の認定、また5年ごとの認定更新の際に、事業者が希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らして必要十分かどうかを審査する、周波数使用基準への適合性を審査するというのを要件として、放送法の中に追加をさせていただいたところでございます。今般の周波数使用基準、これはこの改正放送法に基づきまして、新たな省令として規定させていただくということでございます。

では、6ページ目でこの周波数使用基準の制定に関しましての基本的な考え方というものを記載させていただいております。先ほどのワーキンググループでの議論、報告等におきまして、周波数使用基準は今後の行政処分の判断基準となり得るものでございますので、客観的かつ定量的な基準とすることが必要であるということ、また策定に際しては、放送事業者、関係事業者等の意見を聞く機会を十分に設けることが必要であると指摘されております。こういったことも踏まえまして、以下3点、基本的な考え方、プロセスを進めるに当たりまして留意をしております。

1点目でございますが、認定または認定更新の際の基準につきましては、衛星放送ではテレビジョン放送の種類がSD、HD、フルHD、さらには4K、

8 Kと伝送方式等によりましてさまざまな種類がございまして、これに応じて必要となるスロット数も変わってくるということがございますので、その種類ごとに申請可能なスロット数の上限を定めるということを基本としております。

スロットというのは注記させていただいておりますが、情報を伝送する際の信号の単位ということでございます。少し先になってしまいますが、9ページを見ていただきますと、これはBSの右旋のチャンネル配列図でございまして、例えば左上の1チャンネルのところ、現在BS朝日、BS-TBS、BSテレ東が番組を放送されておりますが、こちらにつきましてはHDの番組を、括弧のところでございますが、16スロット使って伝送されているということでございます。

例えばまた4Kになりますと、中段の左から2番目の7チャンネルで、BS朝日、テレ東、日テレがそれぞれ40スロット、これは伝送方式が違いますので、トラポンによってこのように変わってまいります、40スロットを使って放送されているということになります。スロットというのはそういうイメージで考えていただければと思います。

では、6ページにお戻りいただきまして、今回の省令ではスロットの数の上限を定めるということ、また2点目でございますが、上限を定めるに当たりましては、これまで放送事業者あるいは関連団体でさまざまな画質評価というものも、テレビジョン放送の種類に従ってやってきております。また、審議会のご報告ですとか、電波産業会様の標準規格等、客観的に評価されたものもございまして、そういったものを参考にして具体的な基準を定めさせていただいております。

また、放送事業者の意見をしっかり聞いていくということで、昨年8月から連絡会を立ち上げまして、実際に事業者の方々にアンケートの実施等をさせていただいて、実情の把握にも努めたところでございます。

7 ページ目が具体的な基準の内容となります。(1) のところにありますように、BS・CS放送に係る基準といたしましては、SD、HD、フルHD、さらに4K、8Kごと、またBSとCSで分けて具体的なスロット数の上限を書かせていただいております。

SDにつきましては、BS・CS双方とも6スロット、HDにつきましては12スロット、またフルHDについては、現在CSでは放送されておられませんので、BSのみ20スロットとさせていただきます。

また4Kにつきましては、BSは40、CSは60、8KはCSでは実態がございませんので、BSのみ120と規定をさせていただきます。こちらがベースとなる基準でございます。

それに加えて(2) のところでございますが、4K、8K以外、いわゆる2KのSD、HD、フルHDのテレビジョン放送につきましては、この①から④の場合にはスロットの追加というものを認めたいと考えております。

例えば① のところでございますが、補完放送を行う場合とございますけれども、小さくて恐縮ですが※2 のところで、例えばデータ放送ですとか、字幕・解説放送、いわゆるEPGと呼んでおります電子番組表、そういったものを流される、大半の事業者が該当いたしますが、これらにつきましては、さらに2スロットの追加。

あるいは③ のところでございますが、1つの番組、チャンネルで複数の番組を流される、マルチ編成と呼んでおりますけれども、そういうことを行う事業者もいらっしゃいますので、そういった場合にはさらに追加のスロット数4を追加するというので、幾つかの追加のスロットに関する規定も設けさせていただきたいと考えております。

8 ページでございますが、(3) のその他のところになりますけれども、これは一般社団法人のA-PABで、受信機側のソフトウェアの更新が必要なとき

に、受信機メーカーの要請を受けてアップデートの情報を適宜流されるということがございまして、そのための帯域の2スロットということは、併せて追記をさせていただきたいと考えております。

以上が基本となるところでございます。具体的なイメージで申し上げますと、例えば5年ごとの更新の時期が来ましたときに、HDで放送されている事業者であれば、先ほどのHD、(1)にございました12スロットに加えまして、大半の事業者は何らかの補完放送をされるということになるかと思っておりますので、追加スロットの2を合わせた14のスロットの中で、そこを上限として申請をしていただくということを想定しております。それが確認されれば、この要件はクリアされるということでございます。

8ページ、(4)のところでございます。経過措置も併せて設けさせていただきたいと考えております。先般、昨年の秋にこちらの審議会でBS右旋の新規参入の認定について答申いただいたところでございますが、2021年度を目途に帯域再編の作業を予定しております。

よって、2020年10月または12月に認定更新を迎える事業者につきましては、その帯域再編の作業のときまでに、実際には縮減していただくということで、若干の猶予の期間を設けていきたいと考えております。

また、②のところでございます。幾つかの事業者は、先ほど申し上げましたマルチ編成の導入を今後考えているということがございますが、実際にマルチ編成をスタートしようとするすると、放送の主設備の更新と併せてやらないと放送事故のリスクですとか、コストもかなり高くなると、これは我々もヒアリングいたしまして、その点を確認しておりますので、今後、省令の施行後5年間における認定更新の際には、実際にまだマルチ編成を開始していなくても、2025年、5年後までにその計画があるときには一旦、認定更新のときには猶予を設けさせていただきたいと考えております。以上が経過措置になります。

今後のスケジュールでございますが、昨年12月から今年の1月までパブリックコメントに付させていただきました。10ページ以降でございますが、合計20件のご意見をいただいております。15件が放送事業者あるいは関連団体からいただいたものでございまして、残り5件が個人の方からいただいたものになります。

放送事業者あるいは関連団体からは、この周波数使用基準の策定につきましてはプロセス、内容を含め、概ね賛同のご意見をいただいております。むしろ今後の4K、8Kの推進ですとか、空いた帯域を今後どう使っていくのかというところについてご要望等を承ったということでございます。

本日、答申をいただきましたならば、3月31日に周波数使用基準の省令を施行させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。今般、申請可能なスロットの数の上限を設けるということになったわけですがけれども、今までは各放送業者に与えるスロットというのはどういうふうに決めていたのでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長 常に衛星放送は、新規参入のときに空いている帯域というのがまず前提になりまして、その範囲内でご希望の周波数、スロットについて申請がございまして、もちろんそれが過剰なものでないかですとか、そういったことは随時チェックをしておりましたけれども、やはり1度参入いただくと、その後検証していくスキームが今まではなかったということでございます。

ただ技術の革新によって、昔は例えば24スロットないと流せなかったもの

が、技術革新によりまして少ないスロット数でも同じ画質を担保していけると
いうことがやはり起きてきますので、そうであるならば随時、5年ごとの確認
のときにそういったところも確認させていただいて、電波をあまり無駄なく、
しっかりと有効に活用していく仕組みというのを今回入れさせていただきたい
と考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、一旦申請で認められたス
ロット数でも、おっしゃるような技術革新ですとか、効率性を考えますと、更
新時にはさらに、もしかするともっと少なくてもいいとか、逆にもうちょっと
あったほうがいいのかということ随時更新されていくということになるん
ですね。

○吉田衛星・地域放送課長 そうです。今回の省令、基準につきましては初め
て定めさせていただくものになります。未来永劫、今回の案におけるスロット
数ということではなく、また技術の進歩によってはこの基準自体も、適宜見直
させていただくということも当然にあらうかと思えます。

○兼松代理 ありがとうございます。もう1点聞いてもよろしいですか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 基本的なことを理解していなかったものですから。今般、主に右
旋のほうの有効活用ということでお話をいただいているんですけども、あま
り利用されていない左旋のほうについても、この基準は同じということになる
のでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長 はい。右左旋、そこは共通で考えております。ご
指摘のように左旋は、4K、8Kが始まって1年少しということでもまだ帯域が
空いているという事情はありますが、一定の画素数の番組を送るに当たりまし
て、そこは右左旋共通の規律を設けるということで考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにかがでしょうか。

○日比野委員 よろしいですか。全体として当初の衛星放送の未来像に係るワーキンググループでの議論をしっかりと踏まえてやられているということで、プロセス的にも経過措置を設定する等、非常に適切に対応されているんじゃないかなと思います。

その結果だと思いますけれども、パブリックコメントをざっと見させていただきまして、今後の課題とか要望というのはありましたが、押しなべて業者から見ても納得性が高い内容であったとうかがわれますので、全くよろしいんじゃないかと思います。

○吉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

○林委員 1つよろしいでしょうか。私も日比野委員と同じく、この制度は大変結構なことではないかと思っているのですが、1つ確認をさせていただきたいのは、先ほど規制改革の話で、規制改革推進会議の平成30年6月4日の第3次答申のご紹介があったと思うんですけれども、その中で、これは何ページですかね、47ページ以下ですか、これを見ると、放送事業における新規参入の促進ということがうたわれておまして、「他業態などから新たに参入する事業者への期待は大きい。したがって、放送事業への新規参入を促進する」ということが書かれているんですけれども、現状あるいは問題意識として、どの程度放送事業における新規参入というものが実際あり得るのか。私はやや疑問に思っております。と申しますのも、放送というのは、その性格上、通信事業とはかなり異なると思います。通信の場合は、いろいろなMVNOによる参入だとか、あるいはMNOでさえも周波数割り当てによる新規参入を通じてサービス競争や料金競争を促進するというのはあると思うんですが、放送は、少なくともこれまでのビジネスモデルを前提にすると、なかなかそうはいかな

いと思います。この点、規制改革推進会議の「第3次答申」では、「通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築」と謳ってありますので、とりわけその辺が気になるんですけども、そこは放送と通信とでは、新規参入促進といっても、それぞれ目指すべき目標というか、目的関数みたいなところが違うんじゃないかという気がします。過去どういう新規参入があり、現状、規制改革推進会議や投資等ワーキンググループの問題意識は、どの程度総務省のほうで共有されているのか、このあたりをちょっと、ご参考までにお聞かせいただければと思います。

○吉田衛星・地域放送課長 ありがとうございます。先生ご指摘のように、今インターネットの動画配信のビジネスですとか、いろいろと台頭してくる中で放送事業そのものが、衛星放送もそうですけれども、市場環境が厳しくなってきたということはあるかと思います。

一方で、昨年の秋に答申いただきました新規参入の際には、新規参入可能な空きスロットに対しまして、それを上回る事業者の希望がございましたので、比較審査を行うこととなりました。今回、衛星放送の話に限っていいますと、やはり市場環境、サービスとして活性化させていくという意味でも、いろいろなコンテンツが登場してくるということは必須だと思っておりますので、そういう観点からも、総務省としては今回の周波数使用基準も、そういったものを促していくということを念頭に置いているところでございます。

○林委員 了解致しました。どうもありがとうございました。

○吉田会長 私のほうからも、1件質問と、念のためにちょっと確認をさせていただきたいと思います。本件、基本的に皆さんがおっしゃっているように、私も大変結構なご提案だと思います。質問は非常に細かいんですが、先ほど今回の案によって更新時、従来HDですと16スロットを使っていたチャンネルが12プラス、補完放送の場合ですと2で14スロットでいけるんだという話

がございましたけれども、例えば補完放送以外にマルチ編成を行う場合には、4スロットの追加が必要ということで、その場合には、12プラス4で16スロットになってしまって、実質的には減らないというか、16が16のままていくという可能性もあるということなんでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長　そういうことでございます。

○吉田会長　長期的に多くの事業者に帯域の有効活用をお願いして、例え少しづつであれ、できるだけスロットを空けていただいて、そこを新たな新規参入の業者に割り当てようという、ロングレンジの観点から帯域の有効活用を狙った基準という理解でよろしいでしょうか。

○吉田衛星・地域放送課長　おっしゃるとおりでございます。そういう意味では、例えば1年後に全ての事業者が単純にスロットを削減していただくということではなく、やはり一定の画質が保たれた放送をしていただくためには一定の帯域が必要だと思いますので、そういったところとのバランスも踏まえつつ、策定させていただいたものでございます。

ただロングレンジ、おっしゃるように中長期的に見れば、少しずつスロットを効率化していただく方というのもおそらくいらっしゃって、それをある程度、ためていくことで、例えばまた次の新規参入につながるような話といったことも想定しているところでございます。

○吉田会長　わかりました。あと確認させていただきたいと思いましたが、事業者側はこういう新しい基準に従って、スロットの削減等により帯域の有効活用を図るため、ある意味送信側に変更が生じるわけですが、その場合、一般視聴者の側では、事業者のスロットの削減等に対応して、家のテレビの設定を変える必要というか、どこかを触わって何らかの変更を行う必要はないんでしょうか、という点です。もしテレビの設定変更が必要になるとちょっと大変かなと思ったものですから、その辺りをちょっと確認させていただきたいと思

ます。

○吉田衛星・地域放送課長 例えば、あるトラポンに3つの事業者が同居されていて、そのうちの1社が、今回、周波数基準に合致しないので減らしますとなりました場合に、実際に減らすときには同じトラポンに入っらっしゃる事業者、ほかの2社との間でも少し調整も発生いたしますし、減らすときには例えば夜中1回、そのトラポンのところの放送は止める必要があると聞いております。

そうしますと、例えば毎週連続である曜日に録画されている場合ですとか、そういったことがございますと、あらかじめ視聴者の方々に、事業者や関係団体からもしっかり周知をしていただいて、録画できなかったということがないように実際には進めていく必要があると思います。仮にそういうことになっていけば、それは総務省からも事業者あるいは関係団体等でしっかりフォローしてまいりたいと思います。

○吉田会長 それ以外はないということですね。

○吉田衛星・地域放送課長 はい。新規参入の関係で、2021年度に帯域再編を予定して、かなり多くの事業者が動かれるということになります。受信機との間では問題がないかをかなりテストしなければならないということがございますが、個別の縮減だけということであれば、そこまでは想定しておりません。

○吉田会長 わかりました。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかにご意見等ないようでしたら、諮問第5号につきましては、諮問のとおり制定することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

(2) 日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

(諮問第6号)

それでは、続きまして諮問第6号、日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見につきまして、豊嶋放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 それでは、お手元の諮問第6号説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

本件は、いわゆるNHK予算に付する総務大臣意見ということでお諮りをさせていただくものでございますが、まず、NHK予算の関係のスケジュール概要をご覧ください。

令和2年度のNHK予算に関しましては、本年の1月15日に予算提出が行われ、それに対する総務大臣意見の検討を進めてまいりました。本日、その総務大臣意見について諮問をさせていただくわけですが、ご答申をいただいた場合には速やかに予算に大臣意見を付して、国会に提出をし、今の国会で予算の承認という形の手続きをとらせていただくというふうになっております。

意見に入る前に、予算のポイントの説明したいと思います。予算書本体は別に参考資料として用意しておりますが、かなり分厚いので、諮問資料3ページ以降の予算のポイントの資料で説明させていただきます。

令和2年度の収支予算のポイントでございます。いわゆる収入の話と支出の話の大きく2つポイントがございまして、箱で囲っている部分でございます。

まず収入の部分に関しましては、令和2年10月から地上契約、衛星契約のいわゆる受信料の2.5%値下げの実施によりまして、令和元年度予算に対しましては、全体として43億円の減収を見込んだ内容となっております。

一方、事業支出に関しましては、東京オリンピック・パラリンピックの放送実施など、重点事項に取り組むということから、令和元年度予算に対しまして76億円の増を見込んでおります。

これに伴いまして、一般勘定全体の収支で見ますと、令和2年度予算につきましては事業収入7,204億円、事業支出7,354億円ということで、事業収支差金について149億円の赤字を計上するという内容となっております。

なお、この事業収支差金の赤字額149億円につきましては、後ほど説明しますが、財政安定のための繰越金をもって補填処理をするという内容となっております。

その収入につきまして、若干補足の説明ということで、2番目、受信料収入の状況でございます。

受信料収入に関しましては、令和元年10月に消費税率引上げのときの受信料額の据え置きを既に実施をしております。これに先ほど申し上げた、令和2年10月からの受信料2.5%の値下げ、それと受信料の負担軽減策の実施に伴いまして、受信料収入で見ますと元年度予算に対して58億円の減収ということで、6,974億円を見込んでおります。

負担軽減策の詳細については4点の負担軽減策を順次実施をしているところでございます。

なお、この受信料収入の算定に当たりましては、現在のNHKの経営計画において支払い率、毎年度1%向上を目標と掲げておりまして、令和2年度末は支払い率84%を目指す内容となっております。これに基づいて、収入額を算出しているということでございます。令和元年度末は参考までに83%となっ

ております。

その下の右方の箱で囲っているものが、受信料収入の2年度予算の内訳となっております。左側のほうは、元年度予算の比較で申し上げますと、先ほど申し上げた58億円。なお、元年度見込み額というのがございまして、こちらのほうが若干、元年度は収入が予算よりも増える見込みが立っております。7,057億円の収入見込みになっておりますが、それとの対比で見ますと83億円の減収となっております。

次のページが受信料額の全体ということで、令和2年度は6,974億円の受信料収入を見込んでいるところでございます。

次に支出のほうでございしますが、3番目、国内放送の部分でございします。東京オリンピック・パラリンピックの放送実施、あるいは防災・減災報道の充実等の重点事項に取り組む一方で、2K、4K番組の一体制作の推進等による経費節減に取り組むということで、前年度比86億円の減と書いております。

ただし、これは少し数字を注意して見る必要がございまして、元年度予算と比べますと86億円減となっておりますが、国内放送番組配信、いわゆるインターネット配信にかかる費用は、令和2年度予算については別掲をしております。元年度は含みになっておりますので、インターネット配信費を加えて令和2年度の予算額を示しますと、3,543億円ということで、これは元年度と比べると19億円の増という形になっております。

なお、東京オリンピック・パラリンピックの関連経費は、全体で264億円を見込んでいるということでございますが、そのうち180億円は引当金を立てており、これを取り崩して充当するというところでございしますので、その差額の84億円が、この国内放送費の経費の中に含まれているという形になっております。

一方、国際放送につきましては、テレビ国際放送によるニュースの強化等を

図る一方、定時番組本数の圧縮等による経費削減を行うことにより、前年度比で28億円の減となっております。一方で、災害時、国内放送との連携強化により、訪日・在留外国人に向けた安全・安心な情報発信、あるいは多言語コンテンツの発信強化等を実施するというところでございます。

こちら先ほど申し上げた国内放送と同様でございますが、2年度予算の数字、236億円、表に書いてございますが、この数字にはインターネット配信費は入っておりません。同様に配信費を加えて令和元年度予算と比べますと、258億円となっております、対前年度比で6億円の減となっております。

なお、人件費、減価償却費を含めた費用は292.6億円となっており、うち国からの交付金が35.9億円を見込んでいるということでございます。これは前年度と同額でございます。

次のページ、先ほど申し上げたインターネット活用業務、これが別な区分という形になりましたが、この部分につきましては、ニュース・災害情報発信を強化するとともに、前回の審議会でご答申いただきましたが、いわゆる常時同時配信の開始も含んだものとなっております。地上テレビの常時同時配信、総合・教育テレビについて実施し、見逃し番組配信、放送後1週間の配信もあわせて行うということでございます。この金額が170億円ということで、元年度予算と比べて約2億円の増となっております。

このほかインターネット関係で申し上げますと、東京オリンピック・パラリンピックの関連では19億円を計上しております。先ほど264億円が東京オリンピック・パラリンピックの経費と申し上げましたが、その内数として19億円が入っております。この170億円の金額につきましては注がございすが、受信料収入に占める比率は、令和元年度と同様2.4%という水準となっております。

一方、有料で提供するNHKオンデマンドのサービスにつきましては、受信

料財源による新たな見逃し番組の実施に伴いまして、サービスの見直しを行うと。これも前回の実施基準の認可の際に申し上げましたが、いわゆる2種類のサービスがございましたけれども、これを統合したサービスとして新たに提供するという事で、元年度と2年度を比べますと、若干数字が小さくはありますが、この見直しによって減収額を見込んだ形となっております。0.9億円の事業収支差金の赤字を見込んだ形となっております。

最後6番目、渋谷の放送センターの建替等の関係でございます。いわゆる積立金の処理の関係でございますが、建設積立資産につきましては、渋谷の放送センターの建替に充てるということで、約1,700億円が現在、資産として積み込まれております。今年度は、実際に工事着工をする予定ではございませんで、いわゆる工事設計を実施するという部分のみでございますので、0.9億円の取り崩しとなっております。

一方、財政安定のための繰越金が、元年度末見込みで1,041億円になっております。これが、今年度210億円の取り崩しを見込んでおりまして、令和2年度末現在では831億円の繰越残高を見込んでいるということでございます。

この210億円の取り崩しのうち、149億円が冒頭申し上げた事業収支差金の赤字に補填をする部分でございますが、残りの60億円は放送番組設備等の建設費に充当するものでございます。

6ページ目は、2年度収支予算に関連する主な取り組みということで、若干先ほどの説明とかぶる部分がございますが、国内放送に関しましては、基本方針が記載されておりますけれども、特に東京オリンピック・パラリンピックに対する取り組み内容を主に掲げておるとともに、同じところの一番下ですが、常時同時配信がいよいよ実施されるという内容です。

設備投資の部分については緊急報道、番組の送出等の設備に重点的に取り組

むということで、引き続き設備投資を行います。元年度1,032億円に対して、2年度は952億円という数字になっております。

これらのNHK予算に対して付する総務大臣意見でございますが、意見の文章そのもの自身は、同じ資料の9ページ以降に意見の案がございます。それを少しまとめたものが、7ページ、8ページ目に概要というふうに用意いたしておりまして、この概要を説明させていただければと思います。特に前年度、元年度と比べて、今回の予算を踏まえて一部つけ加え等々をしている部分がございますので、その部分を中心に説明させていただければと存じます。

まず、7ページ目でございますが、令和2年度収支予算につきましては、受信料の引き下げ、4つの負担軽減策の実施、東京2020大会に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいるという内容になってはいますが、この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取り組みを進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出を精査し、削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを求めています。これは、前年度には記載がございませんで、今年度新たにつけ加えをさせていただいている部分でございます。

これに加えまして、業務全体の聖域ない抜本的な見直しをすることにより、早期に事業収支差金の黒字を確保できるように努めることもあわせて求めています。これは前年同様に求めているものでございます。

それと、繰越金の現状、事業収支差金が計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、受信料のあり方についての不断の検討を求めている点、これは前年度とほぼ同様の内容となっております。

その下でございますが、いわゆる業務、受信料、ガバナンスの三位一体改革につきましては、昨年度も同様の記載

がございましたが、若干追記をしております。三位一体改革につきまして、具体的な取り組み内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映することを求める旨を指摘させていただいています。この次期中期経営計画に反映するという部分について、今回新たに追記をさせていただいている部分でございます。

それと、これは今回新しく挿入をさせていただいた部分でございますが、いわゆる東京2020大会に関する放送に関して、民放と十分に意思疎通を図りながら実施をしていただいて、大会の成功に大きく貢献することを強く期待する旨を今回、新たに設けさせていただいているところでございます。

これ以外に特記事項として、次の8項目について指摘をさせていただいております。昨年は7項目になっておりますが、後ほど説明しますけれども、1項目追加をさせていただいているところでございます。

それ以外の7項目の表題については前年度と同様の内容でございますが、1つ目、国内放送番組の充実です。この部分はほぼ前年と同様の内容となっておりますが、1点さらにつけ加えております。最初のポツの部分でございます。大規模自然災害に関する記述の部分について、訪日外国人に向けても、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用し、情報提供を行うことということで、訪日外国人向けの対応についても追記をさせていただいている部分がございます。

それと2番目、国際放送の充実による総合的な海外情報発信の強化の部分は、ほぼ昨年度と同様の内容の指摘をさせていただいております。放送内容の一層の充実、強化を求めるとともに、「NHKワールドJAPAN」についての多言語化等々を求めている部分でございます。

それと、次のページが3番目、4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等という部分でございます。4K・8Kに

つきましては昨年からの放送が始まっておりますので、引き続き同様の内容として先導的役割を果たすことを求めています。インターネット活用業務に関しまして、これは先月ご答申いただいて、実施基準を認可いたしましたので、この部分を反映した記述となっております。

インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、実施基準に従って、適正な規模のもと、節度をもって事業運営するとともに、会計上の透明性を確保すること、また民放との連携、協力については民放の求めに応じ、その具体化を図ること、NHKオンデマンドを含む有料インターネット活用業務については、一層収支改善に努めるとともに、実施基準の認可申請時の見込みより悪化が見込まれる場合、累積収支改善の措置を講ずること、この部分の記載が前年度と異なる記述として追記をさせていただきます。

それと4番目、経営改革の推進ということで、ここの部分も何点か記載を追記させていただきます。2つ目のポツ、子会社全体のあり方につきまして、この部分は前年度と同じように、あり方について取り組みを進めることは従来どおりなんです。その後ろ、子会社の利益剰余金の協会への適切な還元について、総務省策定のガイドラインを踏まえ、適切に実施をすることということで、ガイドラインの策定を踏まえた取り組みの記載が追記をされております。

それと下から2つ目ですが、衛星放送の関係でございます。衛星放送のあり方について昨年度も検討することを求めておりましたが、衛星放送のあり方を含め、既存業務の見直しについて検討を進め、早急に一定の結論を得ることということで、衛星放送のあり方についての内容を求めています。

それとその後、改正放送法も踏まえ、情報公開の一層の推進により運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていただくことということで、

改正放送法の施行を踏まえた記述の追加を行ったところでございます。

それと、5番目が受信料の公平負担徹底に向けた取り組みということでございますが、3点ございますけれども、今回新たに追記をしたものとして3点目、訪問員の対応等に苦情が寄せられていることから、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しをすることの旨を新たにつけ加えさせていただいているところでございます。

それ以外に、従来から指摘されているとおり、営業経費についての一層の効率化もあわせて求めているところでございます。

6番目、東日本大震災等からの復興への貢献、公共放送の機能の強靱化の部分については、昨年同様の指摘をさせていただいているところでございまして、風評被害払拭の取り組み、あるいは東京2020大会を含めまして、サイバーセキュリティ確保に万全を期する旨の記載をしております。

それと7番目、放送センター建替の部分も、前年同様の指摘でございますが、地方からの情報発信、地方創生への貢献等の観点から、機能の地方分散について早急に一定の結論を得ることを求めています。

それと8番目が、昨年度なかった項目となっております。次期中期経営計画の策定に関する事項でございます。これにつきましては改正放送法に基づいて、NHKにおきまして、令和3年度以降の中期経営計画の策定にこれから取り組むということを踏まえまして追記をしたものでございます。

子会社等のさらなる経営統合も視野に入れたグループ経営改革等、自ら次期経営計画に反映するとしている事項や、衛星放送のあり方については具体的な取り組み内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映することということで、次期中期経営計画に関する意見もあわせて追記をさせていただいているところでございます。

これが主な概要でございまして、先ほど申したとおり、9ページから意見の

全文がございます。

私のほうからの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○長田委員 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○長田委員 今の大臣のご意見のところの8ページですか、5番の受信料の公平負担の徹底に向けた取り組みのところの、3つ目のポツの訪問員の対応等に苦情等が寄せられていることから云々と書いてあるところなんですけれども、事前のご説明いただいたときに、どのくらい消費生活センターに相談があるのかなど、正式に私も聞いたわけではないんですが、相談員にちょっと聞いてみたところ、結構な数の相談が来ていると。総務省でもP I O - N E T情報をご覧になれるので、ご覧になっているかもしれませんけれども、私が思っていたよりも多数、ご相談が来ていると。

その目で見ても、NHKのホームページを見ると、そういうものを受け付けようという姿勢はちょっとないような気がしたんです。受信料の仕組みについて説明をしたいとか、そういうことは確かにあるんですけども、何か意見なんかは電話でとなっているんですが、そこに行き着くまでにも結構時間がかかりますし、番組の内容なんかについてというのはわりと気楽に意見が出せるけれども、さまざまな契約にかかわるご相談というのをもうちょっと実はNHKが積極的に受ければいいのかと思いました。

例えば、電気通信の事業者だって、どんなサービスをやっている会社だって、皆さん相談を直接受けていらっしゃるんで、そういうことをして少し敏感にな

っていないと、不断に点検及び見直しを行うことというのができないんじゃないかなとちょっと思います。直接聞くということの大切さをもうちょっと表に出していただけるといいなと。これは意見をどうしようということではないですけども、加えてそういうアイデアをお伝えすることができればいいかなと思いました。

以上です。

○豊嶋放送政策課長　ご指摘もとてもございまして、先ほど概要で説明しましたが、NHKのふれあいセンターに寄せられている苦情が、我々が把握している範囲でも平成30年度で3万7,000件に上っていると。苦情の内容というのはいろいろ多岐にわたるところだと認識はしておりますが、当然のことながら受信料に関するご意見、ご相談等もあると伺っております。

意見書の中でも、それに実際どう取り組んでいくのかという観点からしますと、実際には例えば訪問員が国民と接する部分でございまして、今いわゆる受信料の徴収事務は結構外部委託をしていることもありますから、NHKの職員だけではなくて、これも指摘していますように、委託先の業務における実態というのも、NHKにおいてまず適切に把握をしながら、是正すべきところはしていくということで、勸奨することも、いわゆる適正を確保するための体制、これはまさにNHKに加えて、委託先で行っているところも含めた体制構築ということについて求めているものでございます。

ご意見の趣旨、全く我々としても同じ考え方でおりますので、引き続きNHKの取り組みを見守っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○吉田会長　長田委員がおっしゃった相談や苦情ですが、ここに記載のNHKふれあいセンターとは別の消費者向けの相談窓口に寄せられていると、、、。

○長田委員　消費者センターなどにもかなりの相談が行っているということは、

消費者問題として捉えて相談していらっしゃるということになると思うので、またちょっと視点が違う方もいらっしゃるかもしれないので、そういうことも受けますよという、言わなくてもこれだけ来ているんだからいいのかもしれないんですけども、でも、何ていうのかな、ちょっとそうなんだなと思ったものですから、そこは工夫をもう少し、こういう意見が出ることで、見られる方が見れば、総務省もわかっている、NHKもわかっていると思うかもしれませんが、なかなかそんなに普通の一般の国民がこういう大臣意見を直接見ることがないかもしれないので、もうちょっとNHKが常に、委託先であっても訪問員で何かあったら教えてくださいと、それはこういうこともあるかもしれない、ああいうこともあるかもしれないぐらい普通言って集めたりするものかなと思うので、そういう事業者としての側面も必要ではないかと思いました。

○堀内放送政策課企画官 長田委員のご指摘はごもっともでございます、我々も同じ問題意識を持っております。今回、この点につきましては収支予算等に付す総務大臣意見において初めて盛り込ませていただきましたので、NHKにおいても我々の問題意識は十分に伝わると思います。

重ねまして、我々といたしましても、この分野につきましては消費者庁とも適宜連携をとりながら、どうやったらもっとうまく国民・消費者対応ができるかということについて検討していきたいと思っておりますので、引き続きご指導いただければと思います。

○長田委員 よろしく申し上げます。

○吉田会長 私もこのふれあいセンターに寄せられた苦情等が3万7,000件に上ると伺い、随分大きい数だなと驚きました。多岐にわたっているということだったんですが、中身を精査していただいて、やはり改善すべきところは改善していただくようにNHKにお願いできればと感じたところでございます。

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○日比野委員 意見と質問を1つずつです。意見は全体的な部分ですけれども、昨年の総務大臣意見に加えて、オリパラへの対応とか、災害情報提供の重要性の高まり、インターネット常時同時配信の開始、それから次期中期経営計画策定、新しい部分で来年度に向けた重要テーマへの指摘がしっかり盛り込まれているということで大変結構かなと。これから三位一体改革のさらなる促進を期待されておられる大臣の意見として全体的にふさわしいと思います。

その上で質問ですけれども、繰越金が多いという話がありますね。1,000億円以上あって、子会社の利益の剰余金も含め連結で見ると相当な水準なんだろうと思います。これが多過ぎても困るし、マイナスではもっと困るしということで、これというのは、ターゲットとする水準感というものが総務省としておありなのかどうか。それともこれはNHKのmatterということですか。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございますか。

○吉田会長 どうぞ。

○豊嶋放送政策課長 NHKにおける子会社の経営の話になりますので、いわゆる具体的な数値基準的なものというのは、NHKにおいて決定をしていただくことになるかと思うんですけれども、ただ1点、実はこれは今年の放送法の改正の話ともつながる部分でございまして、いわゆるガバナンスの強化という観点がございます。

具体的に申し上げますと、数字をどのくらいにするのかという点においては、確かにNHKが自主的に判断するところではありますが、ただしその場合、例えば子会社の利益剰余金の配当を、どういう場合、どのくらいの水準で求めるのかという部分については、特に経営委員会も関与しながら配当の水準、基準というのを明確に決めていただいて、それを世の中にオープンにさせていただきながら、事業運営の透明性を図ってやっていただくということが、改正放送

法の中で具体的に取り組むべき事項の一つになっております。

ですから、先ほどの質問に関しましては、具体的な数字を総務省のほうでこうしなさいということをお願いする立場ではないものの、いわゆる子会社の利益をどのように配当という形で集約をして、例えば還元するとか、そういう財源として充てていくのかということについての透明性を強く求めています。それに基づきまして、今、経営委員会におきまして、いわゆる配当の基準、方針というのを策定していただくと聞いているところでございます。

○日比野委員 総務省策定のガイドラインを踏まえて適切に対応、とされていますけれども、これはNHKがそのガイドラインに沿って、自ら策定する子会社の配当指針に沿って吸い上げるということでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 まさにそのとおりでございます。それが改正放送法を受けて、実際に子会社も含めてその方針を具体的に定めるという考え方を示したものでございますので、逆に言うと、それに従って明確な方針を定めてくださいと、こっちは求めた形になります。それをちゃんと具現化してくださいという内容になります。

○日比野委員 なるほど。そうすると、協会のほうにどんどんたまっていくので、これを受信料の引き下げとか、設備投資だとか、そういうものに回していくという循環を期待しているということによろしいのでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 まさに三位一体のところの指摘に当たるかと思えますけれども、受信料をどう還元するのか、あるいは逆に言うと、還元というよりも、いわゆる受信料水準がどう適正であるべきかということについて、今回、受信料の値下げをするという計画になっておりますけれども、引き続き不断の検討を進めるようにという部分が、まさにこれから中期経営計画をNHKのほうで策定をいたしますので、業務の改善見直しとこれはセットの話かなと思っておりますので、トータルとしてNHKとしてどういう取り組みをしていくのかと

いうことを検討していただきたい。それが具体的な直近の話で申し上げると、中期経営計画の中でそれを具体化してほしいと。これは今回、8番目の項目として加えた部分の内容となっているところでございます。

○日比野委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○林委員 長田委員のさきほどのご意見と少し関係するかもしれませんが、11頁から12頁にかけての「4 経営改革の推進」というところで、質問とコメントがあるのですが、協会において、こう毎年のように不祥事が連続するのは、いくら巨大組織だとしても異常事態ではないかと思えます。これに関連して、今年度の総務省意見にも昨年度の意見にも、「コンプライアンス」という用語がところどころ出ておりますが、これは日本語でいうと一般には「法令遵守」と訳されておりますが、こと、受信料で成り立つ協会においては、単に法令などを「遵守」というだけでは足りないのではないかと感じております。もっと広く、受信契約者から期待される「社会的要請の適合」といった広い意味でとらえるべきではないかと存じます。と申しますのも、法令遵守は法治国家にとっては当たり前で、とりわけ国民から信託された受信料の執行にあたる協会においてはですね、放送法をはじめとする、国民との合意である法規範に則って行為をしなければならないのは当然でして、これは法令遵守というかたちに矮小化されますと、公共放送として協会に期待される役割としては、十分とはいえないのではないかと存じます。そういう意味で、法令遵守を含めた「社会的要請・受信契約者の合理的な期待に応えること」といった、広い意味でのコンプライアンスに取り組んでいかなければならないと思うのですが、この総務大臣意見にいう「コンプライアンス」はそのような意味に理解してよろしいでしょうか、ちょっと確認させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○豊嶋放送政策課長 このコンプライアンスという言葉自体は、今回初めてというよりも、毎年度使わせていただいているところでございまして、趣旨は法令遵守だけを求めているものでは全くございませんので、まさにこの文書にありますとおり、そもそもいわゆる不祥事に対する評価として、やはり受信料で成り立つ協会ということに対する国民の信頼の観点から、著しく失墜する行為であるという認識の上で、特に再発の防止の観点からコンプライアンスを求めている、いわゆる法令の遵守のみをもって足りるということではなく、この趣旨に鑑みて、再発の防止の観点からの取り組みと、加えまして、これも同様に書いていますけれども、それを実施するに当たって、ガバナンスの強化ということもセットで求めています。これはまさに先ほどの、例えば訪問員の話というと、外部委託もしている関係もございまして、当然のことながらNHKの中におきましても経営委員会と執行部というような関係がございまして、こういう取り組みをするに当たって、各々その実施の再発防止にしっかり取り組んでいただきたいということでございまして、必ずしも法令を遵守しろという話ではございません。根底にあるのは国民の信頼を損なわない、あるいは得るという立場から、十分な再発防止に取り組むということを重ねて申し上げている意見になります。

○林委員 それを聞いて安心しました。毎年のように、「コンプライアンス」という文言が総務大臣意見の中にあるので、これは協会として非常に重く受けとめるべき言葉ではないか、とかねがね思っていたものですから、その内容を今回あらためて確認できたのはよかったと思っています。ありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいですか。NHKの事業計画のほうにも「関連団体を含めたNHKグループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進」とござ

いますけれども、そして大臣意見の案のほうにも、これに関連すると思いますけれども、子会社の業務範囲の適正化等々であるのですが、私はやはりかねてよりNHKの子会社に関してもうちちょっと透明化と効率化が必要じゃないかと思っております、今般、去年と今年で2件の子会社の統合を行うということでございますけれども、まだ非常に数が多いのではないかと理解しておりますのと、各子会社とNHKがどういう取引をしていて、どのような収支になっているのかというのは、あまり国民に見えにくいところがあるのではないかと思っております、NHKの収入というのは受信料ですけれども、それが子会社に発注することで、おそらく子会社にもその受信料が流れていくことになるかと思っておりますので、より国民から見て経営内容が透明化されて、子会社がこういう理由で必要で、こういう取引をしているんですよということがはっきりわかるような経営体制をとっていただきたいと思っております。

○豊嶋放送政策課長　ご指摘ありがとうございます。まさに我々も同じ考え方でいるところでございます。今回、特にその子会社のことも含めまして、追記した8番目の次期中期経営計画の部分は、先ほど概要で非常に圧縮した部分でございますけれども、その中でも記載されておりますように、いわゆる子会社のあり方を含めた見直しについて、具体的に次期中期経営計画の中で明らかにしていくということを求めています。

これは一つ背景としましては、これも先月答申をいただきましたインターネットの実施基準の認可の過程の中で、我々のほうでいわゆる三位一体の改革も含めた考え方を示したことに対して、NHKから回答をいただいている部分の中で、業務委託だとか、施設設備のあり方等検証による取り組み、あるいは子会社を含めたグループ経営の改革推進に取り組んでいく旨の回答をいただいた上で手続をとらせていただいたものでございますが、我々としてもそのNHKの回答を踏まえた上で、それを次期中期経営計画の中で確実に具体的に反映す

るということを求めていることがございますので、特に子会社の部分のご指摘も踏まえまして、我々としても次期中期経営計画の適切、確実な反映ということについては注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。皆様からいろいろご意見や注文等を頂戴いたしましたけれども、基本的にこの総務大臣意見をサポートするといいますが、中身の具体的な文言の意図するところの再確認やNHKに対して文言の意図をしっかりと受け止めていただきたいといった意見ではなかったかと思えます。

私自身も拝見しておりまして、非常に適切な意見が書かれているのではないかと思います。7ページの3つ目の項目に、受信料額の適正な水準を含めた受信料のあり方について、既存業務の見直しの徹底とともに不断に検討する必要があると指摘されていますが、確かに受信料収入がコンスタントに増えている現状を鑑みますと、やはりこういう努力は絶対にお願ひしたいと思ひましたし、4つ目の項目の三位一体改革につきましても、具体的な取り組み内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映することが強く求められるとあります。今般、インターネットの常時同時配信も行われますので、その取り組みや検証結果等を十分踏まえながら、こういった三位一体改革を進めていただければと感じたところでございます。

ただ、総務大臣意見には、NHKに対する注文がいろいろと書かれておりますけれども、一般的にいいますと、やっぱりNHKはそれなりの経費を費やせることもあり、取材能力も高く、非常に質の高いすぐれた番組をたくさんつくっておられると思ひますし、また以前、国際放送についても正確な情報を公平かつ公正に伝えておられるということで、グローバル、特にアジア等において非常に高い評価を受けておられるということも伺ひましたので、総務大臣意見を踏まえてNHKにはぜひ改革を進めていただき、視聴者の期待に答えていた

できればと願っています。

あと、個人的にもう一つお願いするとしますと、非常にすぐれたコンテンツをたくさん持っておられるので、それらに対して、できるだけ一般の国民の皆様に、アクセスしやすいように工夫して欲しいと願っています。すなわち、非常に素晴らしい番組、コンテンツをつくっておられても、私自身気がつかなかったり、放送後に気がついたり、あるいは見たいときに見れなかったりして残念に感じるものが時々あります。見逃した場合には、今回インターネットで見られる機会が提供され、ありがたいのですが、これまで以上にコンテンツの周知広報を工夫いただくことにより、国民の誰もが見たいと思うすぐれた番組、コンテンツに容易に接することができるように、そういった取り組みにも今後力を入れてほしいなと感じたところです。

それでは、ほかに特にご意見等ないようでしたら、諮問第6号につきまして、諮問のとおり意見することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催日時は3月11日水曜日の15時を予定しております。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。